

動産・債権担保融資の普及に向けて

NPO 法人日本動産鑑定
理事長 久保田清



日本銀行は、6月14日の金融政策決定会合で「成長基盤強化を支援するための資金供給」の第二弾の内容を決定した。独自の技術を持つが資産の少ない中小企業やベンチャー企業向けに総額5,000億円の貸出枠を新設。投融資の拡大を促すと同時に不動産担保や個人保証に頼らない融資の呼び水としたい考えである。

一方8月26日付けの日本経済新聞によれば、金融庁は、検査指針を見直し、中小企業向け融資の継続支援について、一定の要件を備えた貸出債権を資本性の高い劣後ローンに容易に転換できる条件を整え、金融機関に対し融資の継続を促すという報道がなされている。

この狙いの目的は、東日本大震災や景気低迷、円高で企業の経営環境が厳しくなっていることに対応するものである。ただこの対応によって金融機関の貸倒れリスクが変わるわけではなく、不振企業の温存につながる恐れも考えられる。加えて中小企業などの債務の返済を猶予する努力義務を銀行に課した中小企業金融円滑化法によって潜在的な不良債権が膨らんでいるとみることもできよう。

このような環境下、金融機関にとって企業実態把握の必要性は切実さを増しており、財務諸表一辺倒に頼ってきた企業分析から、「目利き力」を重視した企業分析への転換の重要性が高まっている。動産・債権担保融資の普及に向けて、「棚卸資産の評価」なかでも粉飾決算の温床ともいえる「在庫評価」が企業の「目利き力」の重要なポイントの一つであることを筆者は切に訴えるものである。

「在庫評価」を実施することは、企業と金融機関にどのような効果をもたらすだろうか。借り手サイドから見た場合、企業は有能な技術力や企業実態を正しく表明するための機会を得ることができる一方、貸し手サイドから見た場

合、金融機関は取引企業を正しく理解するにあたっての過去の反省や教訓を得られるとともに、今後のあるべき金融コンサルティングの姿を見出すことができるとも考えられる。これこそ中小企業金融円滑化法の趣旨に則した営業活動とも言えるのではないだろうか。動産・債権担保融資の普及にあたっては、法的な担保論議にも増してその本質の是非を問う議論が活発になされることを期待したい。

「棚卸資産の評価」という「目利き力」を発揮した結果、動産・債権担保融資を実行するステージに来た場合、従来から担保としての動産や債権の評価・管理・処分を支える様々なインフラ整備が課題であると言われてきた。すなわち、担保の評価、担保のモニタリング・管理、担保の処分市場の整備などの様々な課題である。これらの諸課題に対しては、すでに動産の評価会社や動産・債権担保融資のサービス提供会社などの勃興により徐々に整備が進んでいるが、実務的にいえば、これらの諸課題を金融機関内で整理・明確化し、「ルール化する」ということが、動産・債権担保融資を推進する上で急務の課題となっている。

動産担保融資の状況に限れば、残念ながら、現在では一般担保として当局に認められた動産・債権担保融資は、数少ない状況である。動産・債権譲渡登記制度は活用されていても、大半の動産・債権担保融資の担保管理上の位置づけは「添え担保」である。一般担保として認められる動産・債権担保融資を増やすべきかどうかという議論はさておき、まずは前述した動産・債権担保融資の本質をきちんと把握した融資が拡大していくことが重要である。そしてそれらの融資情報を収集・類型化を行い、類型化された「動産」や「債権」に則した担保の評価、管理、処分の在り方について借り手と貸し手との間にコンセンサスを醸成していくことが、今後の普及にあたって重要なテーマとな

ろう。

そのためには、各々の金融機関が、独自に評価能力を持ち、個別に担保管理や担保処分に関するインフラを整備するには限界があり、第三者評価機関、信用保証会社、損害保険会社、営業倉庫会社、ファクタリング会社など外部機能をうまく使いこなすことが肝要である。動産・債権担保融資に消極的な金融機関ほど「自転車ではできないから」という理由で、動産・債権担保融資への取組みが遅れているように感じる。他方、「糞に懲りて膾を吹く」状態も見受けられる。このような金融機関は、何のために動産・債権担保融資に取り組むのか、その本質を十分に理解するところから見つめ直す必要があるのではないだろうか。

第三者評価機関の目から見た場合、普及にあたりさしあたって有効ではないかと思えるテーマとして、①動産・債権の評価の在り方、②担保評価の考え方、③安心・信頼のある（担保）売買市場の育成発展、の3点を挙げておきたい。

①については、動産や債権の評価と聞けばすぐに担保評価と発想することは短絡的であるというものである。動産や債権の評価を「担保評価」のためにするのではなく、「企業評価」「与信審査」のためにしていけば、もっと企業実態の把握が進むであろう。そのためには、評価に必要な内容の洗い出しや評価コストの合理性の追求も必要であろう。将来的には、体系的な動産評価基準や債権評価基準の作成が望まれる。

②については、早期に動産や債権に関する担保評価のスタンダードを作りあげることが必要だ。民間では実務家・専門家による調査研究の発表や、コンソーシアム的な機関の立ち上げが望まれる。また、必要に応じて当局等と一体となって議論を深めていくことも必要であろう。

③については、例えば動産であれば、正規市場と非正規市場との間に存在するであろう中間市場を想定し、対象商品を適正な価格で販売できるマーケットを確立し、発展させていくことを提案したい。コンセプトは、担保処分のための市場ではなく、担保処分も可能な市場である。動産の場合、正規市場では売買されないワケアリ商品などを取り扱う市場を新流通市場として明確に位置付けていくことができれば、流通市場の複線化にもつながろう。債権の場合は、商業手形などを除き、指名債権は流通することが

前提となっていない。ただし今後は電子記録債権の出現・発展によって大きな転機を迎えることになることを期待したい。

最後に、動産・債権担保融資の普及の観点で、実務レベルで重要なことを述べたい。

金融機関では、動産・債権担保融資の普及の主役が本部から支店に移行していない。つまり、本部から支店に普及啓蒙していくパワーが十分とは言えない。本部の指示をどのように支店に根付かせていくかで戸惑っている金融機関も少なくない。動産や債権が企業の血液であり、潤滑油であり、エネルギーそのものである、という考え方が金融機関の企業風土として根付いていけば、現場の支店長や担当者は中小企業金融業務の素晴らしさを堪能できるものと思う。

企業実態を把握して得られるものは、顧客基盤の拡充や人材の開発・育成といった金融機関にとっての有形無形の財産である。「急がば回れ」ではないが、動産・債権担保融資の担当本部の皆様には、現場の皆様に対して、労を惜しまずその本質と必要性を説かれることが早道であることを確信している。

◇略歴◇

久保田 清（くぼた きよし）

昭和24年生。昭和43年埼玉銀行（現りそな銀行）入行。平成元年～11年、あさひ銀行（現りそな銀行）千住、水天宮、神谷町、上野、立川の各支店長を歴任。平成11年、株式会社ドン・キホーテ出向。業務本部長に就任。その後取締役を経て平成19年10月9日退任。平成19年10月10日よりNPO法人日本動産鑑定理事長。平成18年～19年及び平成22年5月～ABL協会正会員。

著書に『動産担保融資の夜明け』（銀行研究社 平成19年）、『動産担保革命』（自由国民社 平成21年）、『評価鑑定から管理、処分までの質的向上が鍵』（『季刊事業再生と債権管理』128号）、『動産評価を軸にリレバン再構築』（共著、『週刊金融財政事情』平成23年1月24日号）、『動産評価とリレーションシップバンキング』（共著、金融財政事情研究会 平成23年6月）等がある。

「それぞれの踊り場からの脱却」

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
シニアパートナー弁護士 根津宏行



第一 始めに

2005年に集合動産譲渡担保権についても登記による対抗要件の具備が可能になって以来、将来債権/集合動産譲渡担保融資残高は順調に増加をしてきたものの、現在は「ABLは踊り場にある。」とも見受けられます。私が弁護士として、10年以上前から、様々なABL案件に関与させて頂いた些少な経験の範囲内で雑感を述べさせていただきます。

第二 ABLの導入の段階と踊り場からの脱却

1 普及の状況

一口に「踊り場」と言っても、ABL（以降、特に記載しない限り、ABLを「集合動産譲渡担保融資」という意味で使用します。）への取り組みは、金融機関によって様々と考えられます。

- ① 保証協会の保証制度を利用する範囲内においてABLを行っているが、保証協会付でないABLについては、殆ど取り扱っていないケース。
- ② 動産譲渡登記制度の開始の前後から、積極的にABLに（保証協会の保証を利用しないものも含めて）取り組んでいたところ、リーマンショック後の借入人企業の倒産に伴い動産譲渡担保権を実行せざるを得ない事案が顕出し、予定していた金額の回収が出来なかったことから、現在ABLの取組に慎重になっているケース。
- ③ 同じく、積極的にABLを導入し、借入人企業の倒産に対しても社内体制を整えて対応してきているものの、ABLの肝であるレーションシップバンキング、すなわち、「借入人の商流を把握して、適切な形でコンサルタント業務を行う。」という銀行家、金融マンとしての原点に戻り、必ずしもABLの形を取らずに、借入人企業の商流を把握することにより融資を行う選択肢も使い分けようになっているケース。

2 課題と克服

ABLの課題や今後について一般的に考察することはまさにABL協会で議論されておりますので、私は、弁護士としてそれぞれの金融機関の現状毎について、私の考えを以下に述べます。

- ① 上記1. ①の段階においては、ABL契約の雛形を作成していない金融機関も多く見受けられます。もちろん、保証協会の保証制度を利用する場合に

使用するごく簡単な集合動産譲渡担保権設定契約書（又は差入書）を使用されていますが、担保権の実行に伴う様々な不都合に対して、担保権設定時に対応するような契約書になっておらず、また契約書の文言の法的な意義や実際の設定方法や担保の実行方法について、社内でのマニュアルや体制を整えていないと伺うことが多くあります。同時にABLの導入の壁として「借入人企業のABLへの理解がない。」との話を伺うことが多いですが、同じ営業エリアでも積極的にABLに取り組んでいる金融機関もありますので、必ずしもこの点はあたらなと感じます。

この場合、ABLについて本店営業部の商品開発部（法人部等）、審査部の方々及び営業店の方々の法的な理解を深め、雛形（ご担当者の異動の引き継ぎに備えて、逐条解説を備えたもの等）を作成し、一定の軌道に乗るまではABL業務について、本店営業部のご担当者がイニシアティブを取って取り組むことによって、現在の踊り場を脱却することが出来るのではないかと考えます。この点については、ABL協会として、ABL契約の雛形や逐条解説の作成を行う等のバックアップが大きな後押しとなると思います。

また、金融機関のトップの方々には、「ABLは、不動産担保融資や証券化商品等の担保取得した動産の価値のみに依拠したアセットファイナンス（又は投資）ではなく、あくまで借入人企業の商流を把握した上でのコーポレートローン（無担保融資）の回収を高めるための融資形態」と考えて頂き、「全額回収できなければ、担当者の評価が下がる。」という評価方法ではなく、「担保を実行して少しでも多く回収した」ということについて積極的に評価されるような社内体制を是非採って頂きたいと存じます。

- ② 上記1. ②の状況にある金融機関の多くは、ABLの雛形は既に使用されており、かつ本店営業部の商品開発部の方々やフロントの方々のABLの法的理解は必要十分であると考えられます。しかし、ABLについて、必ずしも社内で系統だった体制が整っておらず、個別の部署やご担当者個人の力量に頼ってABLを取り扱っているような金融機関もあるとの感想を受けております。

ABLは、法的には、組成段階、モニタリング期間

及び担保実行の段階等で、不動産担保等とは異なった特殊な要素を考慮することが必要となり、また担保実行の際には、何よりも管財人との間の交渉力が重要であり、これには知識の蓄積や経験が必要となってきます。

従って、社内において ABL を統括する部署を一つに絞って情報を集約し、かつ担保実行専門のチームを組成し経験を蓄積していくことが、踊り場を抜けるポイントではないかと考えております。

- 上記 1. ③の状況にある金融機関については、現在 ABL 協会で議論されているような、金融検査マニュアルにおける一般担保とされる基準の明確化（金融庁による Q&A の作成の働きかけ）や、対抗要件制度の改正、モニタリング方法や担保処分等の法的なインフラの整備が進むことにより、全体として ABL 残高も伸びて行くものと考えております。

第三 ABL の応用例

踊り場を脱した次の段階について、既に発表されている範囲で、現実に行われている又は検討されている ABL の利用方法について簡単に述べます。

- ① 営業倉庫を利用したモニタリング
NPO 法人日本動産鑑定久保田理事長からご紹介があると思いますが、営業倉庫を利用し、オンタイムで在庫の状況をモニタリングする案件が、既に 1 件稼働しており、その後の案件組成に向かって、様々な検討及び営業が行われております。
- ② SPC を利用した輸入原料・材料のオフバランス
これまでも、顧客が一度に大量の工業原料・材料を輸入したものの、ひと月に使用する量以外はバランスシートに載せたくないというニーズに応じて、一部の金融機関等が自らのバランスシートに、当該在庫を乗せるというサービスが行われてきましたが、これを SPC を利用して行う場合に、複数の金融機関からファイナンスを受ける場合に対応するために、それぞれの顧客が買入保証を入れている在庫を法的に分別するために動産譲渡担保権の利用が検討がされております。
- ③ 在外担保の担保化、クロスボーダー取引
在外在庫を担保化するには、担保実行も踏まえて現地法の研究が不可避ですが、欧米を始め、アジアの国々においても検討が進んでおります。
また、国内における貸出先が少なくなっている中、海外の企業（まずは海外子会社）に融資することも増え、また海外プロジェクトファイナンス（特に借入人企業（国）以外の当事者が日本企業であるような場合はなおさら）において、事業を担保化するにあたり在外在庫の担保化も進んで行くと考えております。
- ④ シンジケートローン、セキュリティトラスト
シンジケートローンにおいて ABL やセキュリティトラストを採用する事例は、今のところ多いとは言えないとの認識ですが、セキュリティエージェントを地域密着型のメインバンクやセキュリティトラストが担当することのメリットが大きい案件も潜在的には相当程度あると考えております。

第四 日本経済の迅速かつ健全な再生に向けて

私の口癖でもあります、「資金は経済の血液であり、その血液を地域の隅々まで流さなければ日本の再生はありえない。そして、その血流を流す心臓の役割を担うのが銀行家、金融マンの皆様」です。

東日本大震災においても、行政の方々だけでなく、いち早く銀行家、金融マンの皆様が破裂した血管を修復し、そこに大量の輸血をなさっていることに、銀行家、金融マンの皆様への尊敬の念と、日本の底力を感じます。

我々法律家も、金融機関の皆様をお手伝いすることによって、少しでも日本経済の再生に助力が出来れば光栄です。宜しく願い申し上げます。

◇略歴◇

根津 宏行（ねづ ひろゆき）

弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー）

1994 年早稲田大学法学部卒業。司法修習第 50 期。東京地検検事、浦和地検（現さいたま地検）検事、前橋地検検事を経て 1999 年 11 月弁護士登録（東京弁護士会）、現・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所。早稲田大学法職過程教室講師（～2003 年）。

金融法務一般（バンキング、証券化、ストラクチャードファイナンス等）を中心とする業務に従事。かつ ABL 案件については創成期から多数の実績があり、近年は、都市銀行に限らず地域金融機関とも協働。ABL 協会特別会員。日本動産鑑定賛助会員。法律雑誌「Legal 500」において、2006 年から 2011 年まで「Leading Individual」を毎年受賞。

出版物：「ABL（動産・債権担保融資）と法的留意点」（「銀行法務 21」2010 年 11 月号から全 6 回、当事務所 ABL チーム共同連載・監修）。「商業施設・店舗契約の改善策として近年注目される資金調達方法（上）『動産担保融資(ABL)の可能性』」（「月刊レジャー産業」2010 年 1 月号）その他

◇寄稿募集のご案内◇

ABL 協会ニューズレター創刊にあたり、運営委員会にて寄稿募集要項を構成いたしました。

ご寄稿に当たりましてはご確認賜りたくお願い申し上げます。なお、寄稿文は多数に及んだ場合は、整理のため、一旦募集を打ち切ることがございます。また紙面の制約等もあり、掲載の有無や掲載時期等につきましては確約致しかねますが、予めご了解の程お願い申し上げます。

1. 寄稿文 3000 文字まで（一原稿表裏一枚に収めます）
2. ご執筆いただきたいテーマ
 - (ア) ABLの取組事例
 - (イ) ABLへの考察や意見
 - (ウ) 専門分野でのトピック紹介
 - (エ) その他 随筆（これまでのABLまたは企業の資金調達にまつわる随想や旅行記，等）
3. 略歴 250文字前後
4. 写真 ご寄稿の掲載が決定した際に、著者のお写真をいただきますのでご了承下さい。
5. ワード仕様。但し、word2003 で開けるよう互換性を持った方法でのセーブをお願い致します。
（word2007でご執筆の場合、文書保存の際に「word 97-2003 文書（9）」を選択して保存をお願いします。）
6. ご入稿はメールでお願いします。（abl-office@abl-j.jp）
なお、ご入稿時には、必ず、所属名、連絡先も添付の上、ご入稿下さい。
7. 他研究団体の紹介や自社のビジネスのプレゼンテーション，第三者へのご執筆依頼はお控え下さい。
当会との区別がつきにくいと判断した場合は、掲載をお断りさせていただきますことを予めご了承下さい。

以上